

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

第25期 第23回  
別海町農業委員会総会議事録

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

令和7年4月30日 開会

別海町農業委員会

第25期 第23回総会

別海町農業委員会議事録

(令和7年4月30日)

---

○開催日時 令和7年4月30日（水）  
午前10時00分から午前11時00分

○開催場所 別海町役場 4階 議場

○議事日程

- |        |       |                                   |
|--------|-------|-----------------------------------|
| 日程第 1  | 報告第1号 | 事務局職員の人事異動について                    |
| 日程第 2  | 報告第2号 | 農地法第5条許可書の交付について                  |
| 日程第 3  | 報告第3号 | 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法の定期報告について   |
| 日程第 4  | 報告第4号 | 農業経営改善計画に対する意見書の提出について            |
| 日程第 5  | 議案第1号 | 農地法第18条の規定による賃貸借の解約について           |
| 日程第 6  | 議案第2号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について           |
| 日程第 7  | 議案第3号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について           |
| 日程第 8  | 議案第4号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について           |
| 日程第 9  | 議案第5号 | 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について        |
| 日程第 10 | 議案第6号 | 現況証明願いについて                        |
| 日程第 11 | 議案第7号 | 町長の権限に属する事務の一部を農業委員会に委任する事前協議について |

○出席委員（24名）

会長代理 26番 信加夫藤重真勝純

○欠席委員（3名）

1 1 番 竹 花 智 子 1 3 番 畠 山 友 子  
2 1 番 伊 藤 一 吉

○農業委員會事務局出席職員

事務局	事務局長	川瀬智子
総務担当	主幹	谷口智子
総務担当	主任	大沼智子
農地調整担当	主幹	藤谷智子
農地調整担当	主任	後藤智子
農地調整担当	主事	藤川智子
農地調整担当	主事	加藤智子

○傍聴人（0名）

○議事錄署名委員

18番 小島 敏 19番 斎藤 春雄

次の記録は、農業委員会等に関する法律第27条の規定により会議の記録を記載したものである。

令和7年11月11日

署名者

議長 信夫 重勝

議席18番 小島 敏

議席19番 斎藤 春雄

### ◎開会宣言

#### ○事務局（川畠事務局長）

定刻になりましたので、信夫会長に御挨拶をいただき総会を始めさせていただきます。

#### ○信夫会長

皆さんおはようございます。

（会務報告がある）

本日は報告 4 件、議案 7 件ですので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

#### ○議長（信夫会長）

それでは、ただいまから第 23 回農業委員会総会を開催いたします。

ただいま出席している委員は 24 名でございます。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開催させていただきます。

なお、欠席委員につきましては 11 番竹花委員、13 番畠山委員、21 番伊藤委員です。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

始めに議事録署名委員を会議規則第 19 条の規定により議長において指名いたします。18 番小島委員、19 番齊藤委員。以上 2 名を指名しますので、よろしくお願ひいたします。それでは、議事に入ります。

---

### ◎日程第 1 報告第 1 号

#### ○議長（信夫会長）

日程第 1 報告第 1 号「事務局職員の人事異動について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

#### ○事務局（川畠事務局長）

報告第 1 号、事務局職員の人事異動について。職員に事務の一部を委任する規程第 1 条により、次のとおり事務局職員の異動発令を行ったので報告する。

1 令和 7 年 4 月 1 日付由向、主任 川原浩貴、別海町へ出向を命ずる。  
主事 竹田美稀、別海町へ出向を命ずる。

2 令和 7 年 4 月 1 日付任命、別海町主事 沼倉正広、別海町農業委員会職員に任命する。主任を命ずる。事務局勤務を命ずる。別海町主事 谷口百恵、別海町農業委員会職員に任命する。主任を命ずる。事務局勤務を命ずる。

以上で報告第 1 号の内容説明を終わります。

#### ○議長（信夫会長）

報告第 1 号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては、事務

局長に権限を委任した事務の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。それでは、報告第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第1号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第1号を原案のとおり承認することに決定します。

---

## ◎日程第2 報告第2号

○議長（信夫会長）

日程第2 報告第2号「農地法第5条許可書の交付について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（大山主幹）

報告第2号、農地法第5条許可書の交付について。農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農業委員会総会議決後北海道農業会議に意見聴取した結果、許可相当とする回答があり許可書を交付したので、別海町農業委員会専決規程第5条第1項の規定により報告する。

本件につきましては、令和7年2月28日開催の第21回総会で御審議いただいた案件で申請時における計画どおりとなっておりますので、詳細については朗読を省略させていただきます。許可日については、北海道農業会議の意見聴取日であります3月19日としております。

以上で報告第2号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、報告第2号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては会長専決の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、報告第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第2号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第2号を原案のとおり承認することに決定します。

---

### ◎日程第3 報告第3号

○議長（信夫会長）

日程第3 報告第3号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

報告第3号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について。次の者から先に農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出があったので報告する。今月は29件の報告がありました。農地法第2条に基づく事業要件、議決権要件、役員要件の全てを満たしておりました。そのほかの法人名、決算期等につきましては記載のとおりですの

で朗読を省略させていただきます。

以上で報告第3号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第3号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては農地所有適格法人からの定期報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

なお、6号につきましては○番○○○○○委員に関する案件となりますので、議事参与制限とさせていただきます。それでは報告第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第3号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第3号を原案のとおり承認することに決定します。

---

### ◎日程第4 報告第4号

○議長（信夫会長）

日程第4 報告第4号「農業経営改善計画に対する意見書の提出について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（後藤主事）

報告第4号、農業経営改善計画に対する意見書の提出について。令和7年4月2日に別海町から次の者の農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定について、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第6の4に基づく審査に係る意見が求められ、令和7年4月7日に意見書を提出したので、別海町農業委員会専決規程第5条第2項の規定により報告する。

本件につきましては、別海町農業委員会専決規程の改正に伴い追加となつたものです。今回は47件について審査依頼がありました。農業経営基盤強化促進法における認定基準に基づき、別海町の農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想と照らし、適切であると確認しましたので認定可として意見書を提出しています。なお、今回の認定は全て再認定となっております。

以上で報告第4号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、報告第4号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては事務局長専決の報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

なお、31号につきましては、○番○○委員、35号につきましては、○番○○○○委員に関する案件となりますので、議事参与制限とさせていただきます。

それでは、報告第4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第4号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第4号を原案のとおり承認することに決定します。

---

◎日程第5 議案第1号

○議長（信夫会長）

日程第5 議案第1号「農地法第18条の規定による賃貸借の解約について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（後藤主事）

議案第1号、農地法第18条の規定による賃貸借の解約について。次の者から農地法第18条第6項の規定により提出された賃貸借の合意解約の通知について、同条第1項の規定による北海道知事の許可を要しないことの決定を求める。本案は3件ございます。なお、貸主、借主双方の合意により解約された通知であり、土地の引渡しの時期6か月以内に合意解約が成立しております。それでは朗読させていただきます。

次号から3号までの契約の内容、利用権の種類につきましては同文のため朗読を省略させていただきます。

以上で議案第1号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

議案第1号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては合意解約の案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、議案第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めてます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第1号につきまして知事の許可を要し

ないことに決定します。

◎日程第6 議案第2号

○議長（信夫会長）

日程第6 議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。農地法第3条の許可申請につきましては、別添資料の調査表のとおり農地法第3条第2項の各号に該当していないことを確認していますので併せて御参照願います。それでは朗読させていただきます。

ある。貸借期間、許可日から40年間。

以上で議案第2号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第2号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号につきましては、14番市川委員。2号につきましては、9番木幡委員。3号につきましては、3番芳賀委員。4号につきましては、18番小島委員。5号及び6号につきましては、24番岡崎委員にお願いいたします。

それでは、1号につきまして14番市川委員お願ひいたします。

○14番 市川委員

はい、御説明します。○○○○さんですが、後継者がいないため、休農することになりました。その場所自体が防衛省の買取区域となっているため、本人も悩んではいますが、保有合理化で進めたいという考え方もあるみたいで、とりあえず希望農場に1年間の賃貸借で進めるという案件です。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、2号につきまして9番木幡委員お願ひいたします。

○ 9番 木幡委員

○議長（信夫会長）

続きまして、3号につきまして3番芳賀委員お願ひいたします。

○ 3番 芳賀委員

はい、説明いたします。親子間の経営移譲に伴う賃貸借で更新案件です。すでに結ばれているものを継続して40年ということで利用権の設定をしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（信夫会長）

続きまして、4号につきまして18番小島委員お願ひいたします。

○18番 小島委員

はい、説明いたします。○○○○さんと二男である○さんとの今回初めて40年の賃貸を結ぶものです。よろしくお願ひします。

○議長（信夫会長）

続きまして、5号及び6号につきまして24番岡崎委員お願ひいたします。

○24番 岡崎委員

はい、御説明いたします。5号6号共に売買案件で4月16日に阿部委員、木幡委員、事務局とで航空写真の判定をして特に問題ないと思われますので、よろしくお願ひします。

○議長（信夫会長）

議案第2号につきまして委員説明が終わりました。それでは議案第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第2号を原案のとおり許可することに決定します。

---

◎日程第7 議案第3号

○議長（信夫会長）

日程第7 議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第4条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。本申請につきましては、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではありません。それでは議案を朗読させていただきます。

第1号、許可を受けようとする土地の表示、○○○○○○○○○、面積、計○○○○○○○m<sup>2</sup>。目的、農業用施設建設。計画内容、スタックサイロ外、計○○○○○○○m<sup>2</sup>。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法第4条第6項。

以上で、議案第3号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第3号の事務局説明が終わりました。なお、1号につきましては〇番〇〇委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき、議事参与制限により一時退席を求めます。

(○番 ○○委員 一時退席)

○議長（信夫会長）

それでは1号につきまして調査に当たられた委員の説明を求めます。

24番岡崎委員お願いします。

○24番 岡崎委員

はい、御説明いたします。スタッフサイロ建設に伴う4条の転用案件です。

4月16日に阿部委員、木幡委員、事務局と現地確認しまして、特に問題ないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

議案第3号の1号につきまして委員説明が終わりました。それでは議案第3号の1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、1号について採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(举手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第3号の1号につきまして原案どおり可決することに決定します。

ここで、〇番〇〇委員に対する議事参与制限を解除します。

(○番 ○○委員 着席)

○議長（信夫会長）

議事を再開します。

それでは、2号につきまして、調査に当たられた委員の説明を求めます。

2号につきましては、9番木幡委員お願ひします。

○ 9番 木幡委員

はい、説明いたします。岡崎委員、阿部委員、事務局で現地を見てまいりました。バンガーサイロが建っている横に増設ということで、問題ないものとして見てきております。よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

議案第3号の2号の委員説明が終わりました。それでは議案第3号の2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めてます。

○委員

(举手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第3号の2号につきまして原案どおり可決することに決定し、北海道農業会議へ意見聴取のうえ、その回答が許可相当の場合は、会長の専決により申請者へ許可書を交付することとします。

◎日程第8 議案第4号

○議長（信夫会長）

日程第8 議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（大山主幹）

議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第5条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。本申請につきましては、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではありません。それでは議案を朗読させていただきます。

以上で議案第4号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第4号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めます。

1号につきましては、4番阿部委員、2号につきましては、9番木幡委員にお願いします。

それでは、1号につきまして、4番阿部委員お願いします。

○ 4番 阿部委員

はい、説明いたします。4月16日に現地調査してきました。現在採取している所の隣をそのまままた採取するということで、問題ないと思いますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、2号につきまして、9番木幡委員お願いします。

○ 9番 木幡委員

はい、説明いたします。4月16日に岡崎委員、阿部委員、事務局と現地を見てきました。小さな山を崩して砂を探るということで問題ないと思いますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

議案第4号の委員説明が終わりました。それでは議案第4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めてます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第4号につきまして原案どおり可決することに決定し、北海道農業会議へ意見聴取のうえ、その回答が許可相当の場合は、会長の専決により申請者へ許可書を交付することとします。

◎日程第9 議案第5号

○議長（信夫会長）

日程第9 議案第5号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（後藤主事）

議案第5号、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農地中間管理機構に対し農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請をすることについての決定を求める。

本案は農地売買等事業における公社売渡しに係る所有権の移転が4件、同事業における公社一時貸付けに係る利用権の設定が1件となっております。なお、本案は、前回総会まで農用地利用集積計画の決定についてお諮りする内容となっておりましたが、制度改正に伴い、農業委員会が作成していた農用地利用集積計画が農用地利用集積等促進計画に名称が変わるとともに、農業公社が農用地利用集積等促進計画を作成することとなったため、農業公社に対し、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請をすることについて、決定をお諮りする内容に変更したものです。

それでは所有権の移転から朗読させていただきます。なお、所有権の移転の内容につきましては、所有権の移転時期、対価、対価の支払い期限のみを朗読させていただきます。

次号から第4号までの所有権の移転をする者、所有権の移転の内容、所有権の移転時期、対価の支払い期限、当事者間の法律関係については同文ですので朗読を省略いたします。

続いて利用権の設定です。なお、設定する利用権につきましては、始期、終期、借賃、借賃の支払いの方法のみを朗読させていただきます。

用権の設定をする者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。設定する利用権、始期、令和7年6月2日。終期、令和12年3月2日。借賃、年間〇〇〇〇〇〇〇〇〇円。借賃の支払いの方法、毎年12月10日までに指定口座に振り込むものとする。当事者間の法律関係、賃貸借。

以上で議案第5号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第5号の事務局説明が終わりました。所有権の移転の1号から4号につきましては、北海道農業公社の買戻し案件、利用権の設定の1号につきましては、北海道農業公社からの貸付け案件ですので事務局説明のみとさせていただきます。

なお、所有権の移転の3号につきましては〇〇番〇〇委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

（〇〇番 〇〇委員 一時退席）

○議長（信夫会長）

それでは、所有権の移転の3号につきまして、質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の举手を求めます。

○委員

（举手なし）

○議長（信夫会長）

举手なしということですので、所有権の移転の3号につきまして原案のとおり要請することに決定します。ここで〇〇番〇〇委員に対する議事参与制限を解除します。

（〇〇番 〇〇委員 着席）

○議長（信夫会長）

議事を再開します。

それでは、議事参与制限以外の案件につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入ります。否決の方の举手を求めます。

○委員

（举手なし）

○議長（会長）

挙手なしということですので、議案第5号の議事参与制限以外の案件につきまして原案のとおり要請することに決定します。

◎日程第10 議案第6号

○議長（信夫会長）

日程第10 議案第6号「現況証明願いについて」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

議案第6号、現況証明願いについて。次の者から現況証明願いが提出されたので、北海道農地法関係事務処理要領第9第4項の規定により証明する。

今月は8件の提出がありました。それでは朗読させていただきます。

第3号、所在、○○○○○○○○。面積、計○○○○○m<sup>2</sup>。利用状況、同上。所有者、○○○○○○○○○○○○○○、○○○○。

以上で議案第6号の内容説明を終わります

○議長（信吉会長）

はい、議案第6号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。1号から5号につきましては、4番阿部委員。6号及び7号につきましては、9番木幡委員。8号につきましては、24番岡崎委員にお願します。

それでは、1号から5号について、4番阿部委員よろしくお願ひいたします

○4番 阿部委昌

はい 説明いたします 4月16日に木幡委員 岡崎委員と現地を調査し

てきました。1号についてですが、写真で判定しまして、牧草や畑になっている状況ではなく、宅地になっていることを確認しました。2号ですが、道路から住宅までの取付道路の10メートルくらいの土地で、周りは雑木で畑ではないことを確認しました。3号ですが、木が生えているスペースで、畑になるような土地ではないことを確認しました。4号ですが、牛舎の新築の場所ですが、牛舎のすぐ真横で作業車が置いてあり、草地ではありませんでした。5号ですが、花を栽培している場所でその一画を整地して住宅を建てるということで畑ではありませんでした。以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、6号及び7号につきまして9番木幡委員お願ひいたします。

○9番 木幡委員

はい、説明いたします。4月16日に岡崎委員、阿部委員とともに現地を見てまいりました。6号について、建物が建っている土地で雑種地として確認しました。7号について、しばらく農地として使っていなくて、宅地として確認しました。よろしくお願ひいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、8号につきまして24番岡崎委員お願ひいたします。

○24番 岡崎委員

はい、説明いたします。4月16日に阿部委員、木幡委員、事務局とともに現地を見てきました。雑種地として問題ないと思われますので、よろしくお願ひします。

○議長（信夫会長）

議案第6号の委員説明が終わりました。ここで議案第6号につきまして質疑を受けたいと思います何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第6号につきまして原案のとおり証明することに決定します。

---

◎日程第11 議案第7号

○議長（信夫会長）

日程第11 議案第7号「町長の権限に属する事務の一部を農業委員会に

委任する事前協議について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

## ○事務局（川畠事務局長）

議案第7号、町長の権限に属する事務の一部を農業委員会に委任する事前協議について。地方自治法第180条の2の規定に基づき、町長の権限に属する事務の一部を農業委員会に委任する事前協議が別海町長からあったので、受任の可否の決定を求める。

はじめに、議案の概要を説明させていただきます。

町長の権限に属する事務の一部を農業委員会に委任するとは、法律等で、町又は町長が行うと定められている事項について、農業委員会との協議により、農業委員会がその事務を受任がされることとなるもので、農業者年金に関する業務や、農地法に基づく転用許可等は、これまで、農業委員会が受任してきたところですが、今回、農業経営基盤強化促進法等の改正により、受任する事務に変更が生じることから、事前協議があったものです。

協議書本文の朗読は省略させていただき、議案資料で説明させていただきます。

この規則は、今回の協議後に町が改正する規則となります。

第2条第1号は、基盤強化法等の改正により利用集積計画が廃止され、利用集積等促進計画となることから、削除するものです。

第4号は、繰り上がり第3号となり、農業公社と町の業務委託契約のうち、農業委員会が受任する事項について、内容の記載がなかったことから、受任事項を明確にするため、アからクの受任内容を記載することとしております。

なお、このうち今回変更になった点は、エの農用地利用集積等促進計画案の作成とカの所有者等及び借受予定者に対する機構関連事業が行われることがあることの説明の2点が追加となります。

エの利用集積等促進計画案の作成は、廃止された利用集積計画に代わるものであり、カの機構関連事業が行われることがあることの説明は、この事業が行われることを記載した書面の交付により行うものとされており、利用集積等促進計画に添付する共通事項に、この事業が行われることがあることを記載してありますので、特に事業の説明等は不要となります。

なお、振興局に確認したところ、この機構関連事業は、水田等が中心で酪農には活用が難しいとの回答を得ておりますので、事業内容の説明は省略させていただきます。

以上で議案第7号の内容説明を終わります。

## ○議長（信夫会長）

議案第7号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては事務委任に関する事前協議の案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、議案第7号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、議案第7号の採決に入りたいと思います。

議案第7号について否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第7号につきまして受任する旨の回答をすることに決定します。

---

○閉会宣言

○議長（信夫会長）

以上で本総会に提出された議案の審議は全て終了しました。

これをもちまして、第23回総会を閉会します。